

○公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例施行規則

平成27年9月28日規則第20号

改正

平成27年12月1日規則第23号

公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例施行規則

(事務)

第1条 公立大学法人福知山公立大学評価委員会の事務は、市長公室大学政策課において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日規則第23号)

この規則は、平成27年12月1日から施行する。